

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 保証債務と相続税の債務控除

Q : 今年、夫が亡くなりましたが、最近になって、夫が友人の銀行借入金1千万円の保証人になり、夫名義の土地をその銀行に担保提供していることがわかりました。

ところで、この保証債務は相続税の計算をする際、債務控除の対象になりますか。

A : 原則として、対象にはなりません。

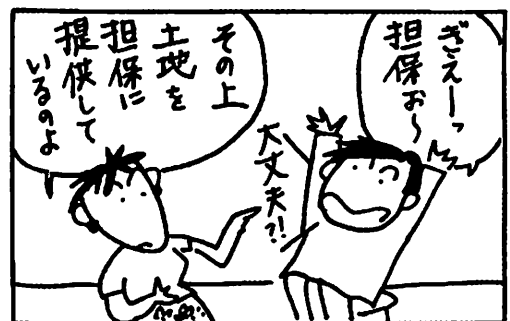
【解説】

債務控除の対象になる債務は、被相続人の債務で相続開始の際に現に存するもので、かつ、确实と認められるものに限られています。

ところで、保証債務については、保証債務の履行が求償権の行使によって補てんされる性質を有することから、原則として債務控除の対象とはなりません。

しかしながら、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者が弁済不能の部分の金額は、被相続人の債務として、相続税の課税価格の計算上債務として控除することができます。

ご質問の場合、主たる債務者である友人が借入金の弁済が不能の状態にあるため、夫がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、友人に対して求償権を行使してもその弁済額の返還を受ける見込みがないと認められるときは、保証債務を履行した1千万円のうち、求償権の行使が不能となった部分の金額について債務控除の対象になります。



KIMIYO・I